

# 社会福祉法人 慶桜会

作成 令和7年1月28日

改訂

## 『高齢者虐待防止に関する指針』

- 1 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2 高齢者虐待の種類
- 3 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 4 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 5 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 6 虐待・身体拘束防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- 7 利用者等に対する当該指針の観覧に関する基本方針

## 1 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

尊厳を持って人生を過ごすことは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことである。しかし、現実には家族や親族、一部の施設職員が高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっている。高齢者の中には辛くても、不満があっても声を出せない人が数多くいることを我々は認識すべきである。社会福祉法人慶桜会は「虐待は人権侵害であり、犯罪行為である」ということを念頭に、施設方針の「虐待は絶対に行わない」を貫き、入居者・利用者が自由と尊厳のある生活を送れるように努めます。

### ① 苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、施設は入居者・利用者及びその家族からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をします。

### ② 虐待の早期発見

日々の入居者・利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期発見するよう努めると共に、兆候が現れた入居者・利用者については、速やかに虐待・身体拘束防止委員会による会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証します。

### ③ 市町村への通報

職員は施設内での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる入居者・利用者を発見した場合や、高齢者虐待を受けたと思われる入居者・利用者の生命又は身体に重大な危険が生じているときは、速やかに、これを市町村に通報します。

## 2 高齢者虐待の種類

### ① 身体的虐待

暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。法では「高齢者の体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」と定義されている。

### ② 介護の放棄

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者の行うべきサービス提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。法では「高齢者を衰弱させるような著しい減食

又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」と定義されている。

③ 心理的虐待

脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせによって精神的、情緒的苦痛を与えること。法では「高齢者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」と定義されている。

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。法では「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」と定義されている。

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。法では「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」と定義されている。

### 3 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

#### 1 虐待を発見した場合の対応・報告体制等

- (1) 入居者、利用者の安全確保
- (2) 事実確認
- (3) 情報共有と対策の検討
- (4) 本人、家族への説明及び謝罪
- (5) 関係機関への報告
- (6) 原因分析と再発防止の取り組み検討

#### 2 施設長の責務

施設長は職員から施設内外における虐待を受けたと思われる入居者・利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかに虐待・身体拘束防止委員会を開催し、市及び県の担当部署へ通報するものとする。虐待の状況によっては、警察へ通報も行うものとする。

当法人は、虐待に関する報告又は通報を行った職員について、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行わない。

#### 3 職員の責務

職員は不適切であろうと思われるケアや言動を発見した場合（確固たる証拠は不必要）は速やかに、上長（施設長・事務長・室長・主任・副主任）に報告する責務を有する。

職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その他の兆候を発見した場合でも、上長に報告する責務を有する。

#### 4 成年後見制度の利用支援に関する事項

入居者・利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見人制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

#### 5 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

介護職員に関わる全ての全ての職員に対して、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施。
- ② 任者に対する虐待防止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

#### 6 虐待・身体拘束防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- ① 「虐待・身体拘束防止委員会」を設置します。
- ② 虐待・身体拘束防止委員会では、委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ選出し、毎月1回委員会を開催します。
- ③ 虐待・身体拘束防止委員会で審議・検討する案件は次のとおりとします。
  - (1) 虐待・身体拘束防止委員会そのた施設内の組織に関すること
  - (2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - (3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - (4) 虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関すること
  - (5) 職員が虐待等を把握した場合、その発信原因当の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### 7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

「高齢者虐待防止に関する指針」は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページに公表し、いつでも入居者・利用者及び家族が自由に閲覧できるものとする。